

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正について

【 詮問事項 】

平成29年9月27日
総務省 総合通信基盤局

公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン(概要)

1

1. 経緯

- 平成12年にIT戦略会議・IT戦略本部合同会議(当時)において取りまとめられた「線路敷設の円滑化の基本方針」を踏まえ、総務省、経済産業省及び国土交通省が協議を行い、電気通信審議会(当時)への諮問等を経て、平成13年4月1日、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を策定。

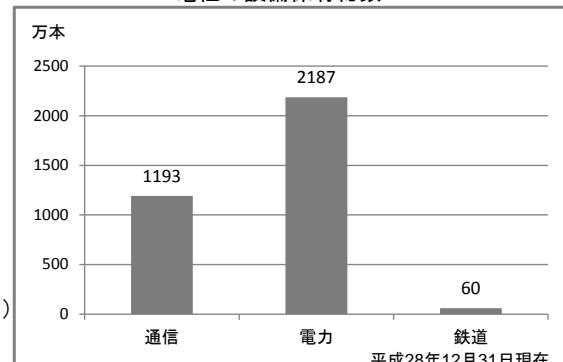
2. 目的等

- 認定電気通信事業者(以下「認定事業者」という。)が設備保有者(電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者)の電柱・管路等を使用する場合に双方が遵守すべき標準的な取扱方法等を定めることにより、認定事業者による光ファイバ網の整備等を推進。
- ガイドラインは、電気通信事業法第128条第1項に規定する他人の土地等の使用権に関する協議に係る認可や裁定の運用基準として機能するもの。

3. ガイドラインの主な内容

- ・ 電柱・管路等の貸与申込手続
- ・ 貸与拒否事由(拒否することのできる事由を限定列挙)
- ・ 貸与期間(原則5年間)
- ・ 貸与の対価(原価に基づく適正な設備使用料を対価として請求可能としている。)

電柱の設備保有総数



1. ガイドラインの見直し

- ガイドライン附則第2条の規定により、毎年ガイドラインの見直しを行うこととされている。

- ◆ 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン
附 則
(見直し)

第二条 このガイドラインは毎年四月一日に、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。なお、当該見直しに当たり、設備保有者は、資料の提供等必要な協力をを行うべきものとする。

- ◆ 過去6回の改正

・平成14年 電柱共架の「一束化」に関する規定の追加	・平成19年 効率性の原則等の規定の追加
・平成15年 支線の共用等に関する規定の追加	・平成22年 対象設備として鉄塔等の追加
・平成16年 使用可能時期の照会に対する回答努力義務等の規定の追加	・平成27年 設備撤去・移転時の通知等に関する規定の追加

2. 電柱・管路の貸与実績等に関する調査

- 総務省は、見直しを行う際に、設備使用の進展の程度等について把握するため、毎年、認定事業者及び設備保有者に対し、電柱・管路等の貸与実績等に関する調査を実施。

- 従来は、認定事業者及び設備保有者に対して、①「ガイドラインに関する意見・要望」と②「設備貸与のための調査申請数や設備保有・提供数」についての調査を行っていたが、平成27年調査においては、審議会における議論を踏まえ、過年度の調査結果が安定的に推移している状況等を考慮して、①のみを実施。
今回の平成28年調査においては、平成26年までと同様の調査(①、②)を実施。

電柱・管路等の使用に関する調査の概要(平成28年調査)

1. 調査期間

平成28年11月～平成29年1月

2. 対象者

- ① 認定事業者(借り手)
- ② 設備保有者(貸し手)
 - ・電気通信事業者：自ら電柱・管路等を保有する主要事業者(6事業者)
 - ・電気事業者：一般電気事業者(10事業者)
 - ・鉄道事業者：JRグループ(7事業者)、日本民営鉄道協会(16事業者)

3. 調査内容

- ① 電柱・管路等ガイドラインの見直しに関する意見
- ② 設備の提供、貸与等に関する意見
- ③ 設備保有者から認定電気通信事業者に対する電柱・管路等の貸与の実態
 - ・貸与件数
 - ・事業者からの調査申請への対応状況
 - ・貸与を拒否した件数の理由別内訳 等

主な意見と総務省の考え方①

認定事業者(借り手)からの意見

No	意見の概要	総務省の考え方
1	第3条関係(設備の貸与拒否事由) <ul style="list-style-type: none"> 現行の地中化計画に係る貸与拒否事由「5年内の期間に係る整備計画」について、「地中化時期の1年前」等期間を短縮すべき。 	<p>ガイドラインでは、貸与拒否事由の一つとして、「その地中化の予定の事業年度が五年以内の期間に係る整備計画において明示されている場合」(第3条第1項第4号)を挙げている。</p> <p>この点については、複数の設備保有者がこれを理由に貸与拒否をしているが、<u>5年内に地中化計画があっても貸与等が可能となる場合を示している例もある</u>。現段階では、引き続き実態把握に努めて参りたい。</p> <p>なお、一般論として、地中化計画がある場合の電柱貸与の可否判断に当たっては、地中化計画の円滑な実施、設備保有者の負担、認定事業者が逸失する営業機会等を総合的に勘案して、関係当事者間で十分な調整が行われることが望ましい。</p>
2	第7条関係(設備の撤去・移転の事前予告) <ul style="list-style-type: none"> 撤去・移転の事前予告を行うべき具体的な時期を明示すべき。 	<p>平成27年のガイドライン改正では、設備の撤去・移転の必要が生じた場合に、設備保有者から認定事業者への早期の通知・情報提供を求める意見が複数提出されたことを踏まえ、「設備保有者は、…設備を撤去し、又は移転する必要が生じた場合には、事業者に対し、速やかにその旨通知する」旨の規定を追加した(第7条第2項)。</p> <p>ただし、当該通知の時期については、<u>設備の状況、撤去・移転工事の内容等に応じて個別具体的な判断が求められるものであり、ガイドラインの中で一律に共通化することは困難である</u>。</p>
3	その他(損害賠償) <ul style="list-style-type: none"> 設備保有者が圧倒的に有利とならないような損害賠償に関する規定を追加すべき。(設備保有者との設備の貸与に係る協定に、貸し手起因の損害を借り手が受けた場合に、貸し手に故意又は重過失がある場合にのみ損害賠償を行うと規定しており、不公平との意見。) 	<p>意見を踏まえ、<u>損害賠償を含む設備保有者及び認定事業者双方の責任について、契約で定める場合には、当事者的一方が合理的理由無く著しく不利な取扱いを受けるものとならないようにするなど、適正かつ明確に定める旨の規定をガイドラインに追加する</u>。</p>

主な意見と総務省の考え方②

設備保有者(貸し手)からの意見

No	意見の概要	総務省の考え方
4	第5条関係(不要設備の撤去) <ul style="list-style-type: none"> 残置された不要設備により生じる損害の補償等について、総務省が介入するための規定を追加すべき。 	<p>ガイドラインにおいて、「事業者は、…設置した伝送路設備が不要となった場合は、速やかに当該伝送路設備を撤去する」(第5条第5項)と定めているように、<u>認定事業者は、自らの設備の撤去について責任を持って対応すべき</u>である。</p> <p>この点については、平成27年のガイドライン改正において、設備保有者からの意見を踏まえ、不要設備の撤去も含めた「<u>設備保有者が適正に定めた手続</u>」が認定事業者の遵守事項である旨を明確にしたところである(第10条第2項)。</p>
5	附則第2条(実態調査の見直し) <ul style="list-style-type: none"> 実態調査に対応するにはマンパワーを要し、非常に大きな負担であり、共架申請処理の円滑な運用の支障になっているため、廃止すべき。 	<p>意見を踏まえ、「<u>毎年4月1日に…見直しを行う</u>」とされていた規定を「<u>必要に応じ…見直す</u>」と改正する。</p>
6	その他(債務保全措置) <ul style="list-style-type: none"> 認定事業者の経営状況が悪い場合には、債務保全措置を求めるなどを明記すべき。また、事業者が債務保全処置を拒否した場合には、契約解除等ができる旨の規定を追加すべき。 	<p>平成27年のガイドライン改正時の「総務省の考え方」では、「認定事業者による線路敷設等の円滑化というガイドラインの目的に照らせば、<u>経理的基礎を含めた審査を経ている認定事業者に対し、設備の使用に当たつて、預託金の支払や連帯保証人の設定等を求めるについて慎重な対応が必要である</u>」旨を示している。</p> <p>また、ガイドラインでは、設備保有者が認定事業者から設備の使用の申込みを受けたときは、ガイドラインに定める貸与拒否事由がある場合を除き、原則として拒否しないものと規定しているところ(第3条第1項)、設備保有者が認定事業者に対し、その経営状況によらず債務保全措置を求める場合には、これが設備の貸与の条件となっているともいえ、ガイドラインに抵触するおそれがあると考える。</p>

- 認定事業者からの意見を踏まえ、設備保有者及び認定事業者の責任に関する規定を追加する。
- 設備保有者からの意見を踏まえ、ガイドラインの見直しに関する規定を改正する。

改 正 案	現 行
<p>(設備保有者及び事業者の責任に関する事項)</p> <p><u>第十一條の二 第二条から前条までに定めるものほか、損害賠償に関する事項その他の設備保有者及び事業者の責任に関する事項を設備の提供に係る契約において定める場合においては、当事者の一方が合理的理由なく著しく不利な取扱いを受けるものとならないようにするなど、適正かつ明確にこれを定めるものとする。</u></p>	(新設)
<p>附 則 (見直し)</p> <p><u>第二条 総務省は、本ガイドラインの適用後の設備使用の進展の程度等を踏まえ、必要に応じ本ガイドラインを見直すものとする。この場合において、設備保有者及び事業者は、資料の提供等見直しに必要な協力をを行うものとする。</u></p>	<p>附 則 (見直し)</p> <p><u>第二条 このガイドラインは毎年四月一日に、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。なお、当該見直しに当たり、設備保有者は、資料の提供等必要な協力を行うべきものとする。</u></p>

(参考) ガイドライン見直しに係る電気通信事業政策部会での指摘

- 平成26年8月の電気通信事業政策部会において、ガイドライン見直しについて、以下のようなご指摘があった。

情報通信審議会 電気通信事業政策部会(第26回)(平成26年8月5日)

<委員からのご指摘>

- ・ ガイドラインの運用状況については毎年報告を受けているが、この結果を受けて、総務省がガイドラインの見直しを行うのではなく、基本的に当事者間で協議することが望ましいとすることが多い。
- ・ 毎年毎年、何十万、何千万本もある電柱等の設備について、貸し手側に集計させるのは大変なコストがかかる。
- ・ ガイドラインの見直しのための実態調査は約10年も続けてきているため、定期的に毎年行うという考え方はあるかもしれないが、この方法を続けていくことが適切なのだろうか。
- ・ この実態調査は有用な情報を得られる一方で、ガイドライン策定から長い期間を経たことからも、毎年では無く、2年か3年に1回程度実施しても良いのではないか。

※ これまで、見直し規定の改正や実態調査による負担軽減について、設備保有者から意見が提出されていた。

(提出されていた主な意見)

- ・ 見直し規定について、「毎年4月1日に…見直しを行う」を「必要に応じて…見直しを行う」に改正してほしい。
- ・ 毎年多大な労力を要している実態調査については廃止してほしい。

(参考) 電柱の貸与状況について

- これまでに実施してきたガイドライン見直しのための調査の結果からは、電柱等の貸与状況等設備使用の進展は安定的に推移していると認められる。

